

①提案主体の氏名又は団体名(必須)	③提案名(必須)	④事業の実施場所(任意)	⑤具体的な事業の実施内容(必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果(必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている規制等の内容(必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等(必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容(必須)
キュービーネット株式会社	同一店舗で理容師と美容師が勤務できない岩盤規制を撤廃する。	全国	理容店、美容店とも短髪の刈り込み、長髪カット両方のサービスを男女の区別なく行っているなか、利用者の性別に着目してサービス内容を定めた規制は撤廃されましたが、同一店舗で理容師と美容師の混在勤務ができない規制があります。このような規制は、利用者の意識及び利用状況と乖離したもので、欧米、アジア諸国を見渡しても存在しません。理容師、美容師の資格があれば同一店舗での混在勤務が可能となるよう、このような岩盤規制は直ちに撤廃していただきたい。	理容師、美容師の混在勤務ができるようになれば、家族が同一店舗で理容と美容のサービスを受けることができるなど多様なサービスが広がり利用者の利便性が向上します。また、理容、美容の資格違いによる雇用機会の損失がなくなり、理美容業界においても理美容師不足問題への対応策となります。	理髪施設の施設と美容の施設とはそれぞれ別個に設けなければならない。よって理容師と美容師の同一店舗での勤務は出来ない。	理容師法の運用に関する件 昭和23年12月8日(衛発第382号)厚生省公衆衛生局長通達	理容師、美容師どちらか一方の資格があれば同一店舗での混在勤務を認めていただきたい。
キュービーネット株式会社	理美容店での外国人スタイリストの受け入れ	東京都渋谷区	サービス業のグローバル化のなか、弊社も海外店舗が100店舗を越えました。現在のところ日本から技術指導員を派遣していますが、国内研修店舗への外国人スタイリストの受け入れを認めていただきたい。	外国人スタイリストにきめ細かい日本のサービスと技術を取得させることは、理美容業をよりグローバルに展開させることになり、また、少子化により年々深刻化している理美容師不足問題の解消に繋がる。	・理容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて理容師になることができる。	・理容師法 第二条	当社の店舗及び研修施設が立地する東京都渋谷区において外国人スタイリストの受け入れを認める。
キュービーネット株式会社	理美容店での外国人スタイリストの受け入れ	東京都渋谷区	サービス業のグローバル化のなか、弊社も海外店舗が100店舗を越えました。現在のところ日本から技術指導員を派遣していますが、国内研修店舗への外国人スタイリストの受け入れを認めていただきたい。	外国人スタイリストにきめ細かい日本のサービスと技術を取得させることは、理美容業をよりグローバルに展開させることになり、また、少子化により年々深刻化している理美容師不足問題の解消に繋がる。	美容師試験に合格した者は、厚生労働大臣の免許を受けて美容師になることができる。	・美容師法 第三条	当社の店舗及び研修施設が立地する東京都渋谷区において外国人スタイリストの受け入れを認める。